

## 交通政策審議会海事分科会第52回船員部会

平成26年3月28日

**【成瀬専門官】** それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会第52回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中11名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。議事次第、配布資料一覧、その次から資料となります。資料の番号は、右上に記載してございます。まず資料1として、「船員派遣事業の許可に係る事業場監査の結果について」、3枚になります。次に資料2として、「交通政策審議会への諮問について 諮問第196号「船員派遣事業の許可について」、こちらが2枚になります。その参考として、資料2-1が表紙を含め3枚、これは委員限りの資料でございます。資料は行き届いていますでしょうか。以上で、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、落合部会長が所用によりご欠席のため、竹内部会長代理に司会をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【竹内部会長代理】** 竹内でございます。年度末、慌ただしいところ、どうもご参集ありがとうございます。落合部会長が、引き続き、きょう、ご都合が悪いということで、私が司会のほうをとらせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、議事次第に従いまして、議事を進行いたしたいと思います。まず、議題1です。「船員派遣事業等フォローアップ会議について」、この件につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

**【佐藤雇用対策室長】** 船員政策課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、船員派遣事業等フォローアップ会議について、ご説明いたします。資料は、資料1でございます。

船員の派遣事業につきましては、許可後3か月程度を経た段階等におきまして、船員派遣事業が適正に行われているかについての監査を行うこととしております。その監査結果

内容を、平成17年から実施しています、船員派遣事業等フォローアップ会議の場で報告することとしております。

委員名簿は、3ページの資料のとおりでございます。

2月13日に開催されましたフォローアップ会議は、平成25年6月から平成25年12月に監査しました29事業者の事業場監査の結果について、意見交換が行われました。1ページ、2ページの資料は、29事業者の監査結果について、フォローアップ会議において報告したものでございます。

それでは、1ページ、2ページの資料でございますけれども、1ページ目から2ページ目の(3)までにつきましては、概要的な数値でございますので、省略させていただきます。

2ページ目の2.に記載されております、船員職業安定法等に基づく是正指導を受けた事業者は、11事業者でございました。その内容につきましては、「派遣船員が常用雇用でない」が3事業者、「船員保険等の未加入」が1事業者、「派遣可能期間を超えた派遣」が1事業者、「派遣契約書の記載誤り」が2事業者、「派遣先への派遣許可の明示無し」が1事業者、「派遣先からの派遣受入期限の通知書無し」が3事業者、「派遣船員への派遣船員とする旨の明示書無し」が1事業者、「派遣船員への就業条件明示書の記載不備」が3事業者、「派遣先への通知書の記載不備」が4事業者、「派遣元管理台帳の未作成」が2事業者、「派遣元管理台帳を派遣船員ごとに作成していない」が3事業者、「派遣元管理台帳の記載不備」が3事業者、「派遣先からの派遣就業状況の通知書無し」が3事業者でございました。いずれも、所要の是正指導を行っております。

同じく、2ページの3.に記載されています、船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練の是正指導を受けた事業者については、7事業者でございました。その内容につきましては、「教育訓練の未実施」が1事業者などでございました。いずれも、適切な教育訓練及び必要な手続を実施するよう、所要の是正指導を行っております。

2と3の是正指導に対しましては、全ての事業者が、速やかに是正措置を講じたことを確認しております。

フォローアップ会議におきましては、派遣船員を常用雇用していなかった事業者が3事業者、船員保険に未加入の事業者が1事業者あったことにつきまして、委員から、「どちらも悪質であり、見過ごすことになると、派遣制度そのものが崩壊するのではないかと危惧する。」との意見がありました。これに対しまして、事務局より、「今回、重たい事案が発

覚した経緯については理由があり、今までは、通常の監査を計画的に行っていたが、今回は、計画的な監査とは別に、運輸局が書類を確認する中で、不適切な部分がある怪しい事業者が見受けられたため、特別に監査を行った結果である。今後とも、そういった事案を見つけた場合には、積極的に監査を行い、是正させてまいりたい。」との発言がありました。

また、委員より、「当該違反について、よく発見したと思うが、常用雇用でないということは制度としてはあってはならない、悪質な事業者については毅然とした態度で対応してほしい。」「より一層ルールの徹底を行う必要があるのではないか。知識・認識不足を補うためにも重要かつ基本的なルールの周知が必要。」「悪質な事業者に対しては、恒常的に、また、抜き打ちで、監査を行うことが必要なのではないか。」との意見がありました。これに対しまして、事務局より、「今回の事案については、全て是正させている。さらに、今回の悪質な事案については、再度3月に、是正状況の確認のための監査を実施する予定である。」「今回の監査結果を受けて、派遣許可の更新等を行う際には、運輸局においてきめ細やかな説明を行い、指導していくよう指示をする所存である。」「悪質な事業者については1年おきに監査を行うことも検討する。」との発言がありました。

最後に、座長より、「委員の皆様からの意見については、国土交通省の今後の監査、指導に反映していただくということで、よろしくお願ひしたい。」との発言があり、会議は終了いたしました。

当局といたしましては、これからも不適切な疑わしい事案を見つけた場合には、積極的な監査を行い、是正させるとともに、派遣許可の更新等の際には、地方運輸局等を通じて、基本的なルール等について、事業者に対し、適時適切な指導を行ってまいりたいと考えています。これにより、船員派遣事業の適正な運営を確保していきたいと考えています。

以上で、説明を終わります。

**【竹内部会長代理】** ご説明ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、何か、ご質問、ご意見等ございますか。はい。

**【平岡臨時委員】** ただいま、ご説明があったわけでございますが、特に、2ページの「船員職業安定法に基づく是正指導状況」ということです。「(2) 不適切事項の内容」と、フォローアップ会議の中の、話は話としてあるのですけれども、まず、この中で、「派遣船員が常用雇用でない」という事業者があること自体が、もともと、もう派遣事業を受ける資格がないのではないかと。常用雇用が前提ですので、こういう事業者があること自体が、そもそもおかしい。こういう事態が発生した時点で、許可の取り消し等の厳しい対応が必

要であります。先ほどもご発言があったのですが、根幹が崩れるというお話をされますけれども、これはただ是正とかという問題ではないと思います。

それと、船員保険未加入。これについてもゆゆしき問題であって、例えば、こういう会社であれば、名前を公表するとかという対策をとる必要もあるのではないですか。

【竹内部会長代理】 はい。では、そういう2つのご意見ですけれども、いかがでしょうか。

【佐藤雇用対策室長】 監査の結果におきまして、違法な状態があった場合には、船員職業安定法第97条に基づき、事業者に対しまして、指導、助言をして、事業者からは是正状況を報告させて、是正をさせています。もし、これに対して是正していない場合には、再度の是正を求めまして、それでも是正しないといった場合には、船員職業安定法98条の業務改善命令、さらには103条の業務停止、または、許可の取り消しという措置を行うこととしております。

【平岡臨時委員】 再度聞きたいのですけれども、この事案が、例えば、ほかの是正事項と同じような事案になるかどうかです。今言ったように、この1から2の事案は、是正というよりも、ものすごく初歩的な問題です。そうやって、例えば、それ以下の事案であれば、是正改善とかという話になってくるのですけれども、これは、もう根幹、入口の段階から、こういう事業者があること自体が、もう、おかしいわけです。この事実はそういう第1段階、第2段階、第3段階という次元の話ではないと思います。

特に、この1番の常用雇用がない会社など、このようなものは、第1段階とか第2段階のステップを踏むという話ではないのではないのですか。局としても、その辺については、臨機応変な対応は必要ではないですか。

【佐藤雇用対策室長】 今の監査のシステムからいきますと、あくまでも事業者の改善の努力というものを、まず見極めてから判断していく形でございます。

【平岡臨時委員】 事業者の改善とかいう次元の話ではないのではないのですかと言って、いるのです。最初から、常用雇用が前提で、派遣の許可を受けているわけです。それを、みずから、悪質に、常用雇用を期間雇用で雇っているという事業者が、派遣事業の許可を持ってやること自体が、おかしいと言っているのです。

ほかの項目は、例えば、監督指導とかそこら辺のところ、指導とか是正の話になるのですけれども、これは、もう、是正とかという話ではないのではないのですか。ですから、ほかの事案とは、全く別の扱いをしてもらわないと、このようなことが、ほかの事案と、

同じように第1段階、第2段階、第3段階みたいな段階を踏むことはおかしいと思います。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。

【佐藤雇用対策室長】 今の監査のシステムでいきますと、段階を踏むようなシステムになっております。

【平岡臨時委員】 ですから、普通の事案であれば、監査の段階を踏んでいただいても結構です。この最初の、常用雇用でなくて期間雇用で雇っているということ事態が、もう段階を踏むとか、そういうものではないと思いますが。まさに、そういうことが発覚した時点で、もう許可の取り消しです。

【佐藤雇用対策室長】 過去に監査に入っている事業所もございまして、そのときには、期間雇用というのはなかったわけですから、今までどおり、事業者の改善努力を助長する形で、是正させていきたいと思っております。

【平岡臨時委員】 納得いかないのだけれども。例えば、そういう話なら、事業者名を公表しなさい。このような悪質なことをやっているのだったら、事業者名を公表する必要があるのではないか。ステップを踏んでとか、是正とかということではないと思います。このようなことがまかり通るような派遣事業の許可を受けた会社がある自体が、もうゆゆしき話です。船員派遣事業は常用雇用を前提でやっているわけですから。

それと、船員であれば船員保険を掛ける、これは、当たり前のことであって、そういうことをやっていない事業者自体が、おかしい。では、真面目にやっている事業者は、どうするのですか。

ですから、是正していくという話をするのであれば、この事業者の名前を公表すべきです。

【佐藤雇用対策室長】 船員職業安定法上は、公表できる事項は規定されておまして、こういった事案については、公表の規定が特にございません。

【平岡臨時委員】 おっしゃっている意味が、よくわかりませんが。

では、聞きますけれども、本局として、そもそも派遣事業許可を出しているのは、本局ですよね。許可の基準の前提条件は、常用雇用です。船員保険もきちんと付与しなさいと、チェックしながら審査を毎月やっているではないですか。そのなかで、きちんとやっていますという前提で、許可を出しているわけでしょう。しかし、ふたを開けたら、常用雇用ではない、期間雇用で雇っていました、船員保険を掛けていませんと、このようなことがまかり通るのですか。では、真面目にやっている会社は、どうするのですか。

【竹内部会長代理】 では、課長から。

【多門船員政策課長】 失礼いたしました。ご指摘の点については、整理が必要な点があるかと考えております。

一つは、制度的な話でございます。私どもは、基本的には、船員職業安定法という、一定の法の枠組みの中で、それを執行する立場でございますので、是正をまず旨として、事業者側に、それを命令なりで働きかけを行い、それが是正されるのが、まず目的であろうというのを、今の制度趣旨と考えて、運用させていただいております。ですから、この部分に関しては、これをそのまま、いろいろ課題があるといったことで改める必要があるとなりますと、これは制度自体を変える話になりますので、ある程度、審議会などの場も含めた十分な議論が必要かという分がございます。

他方、ご指摘の点については、もう一つ、切り口があると考えております。例えば、違反の内容ですとか、対応ですとか、やり方といったものに、当然、軽重、濃淡があるのではないかと。あまり、ほかの例を引きに出すのはよくないかもしれませんが、例えば、交通違反などで、点数制という形で運用をされている。あるものは、非常に軽微なもの、形式的なもの、あるものは、非常に悪質性の高いもの、そういったものに依じて、そういった処分なりに、軽重ができるのか。あるいは、さっきの、基本的には是正前置という中で、非常に悪質なものが出てきた場合に、どういった形の基準が設け得るのかという、2つの運用でできる部分とあらうと思います。私から、本日この場で、確たるお返事は、多分しづらいと思うのですが、そういったものも含め、また、本日いただいた意見も含めて、考えていく必要があるかと考えております。

【平岡臨時委員】 では、例えば、事業者の名前の公表とか、その辺も踏まえた中で、検討していただくという理解でいいのですか、いろいろな。

【多門船員政策課長】 あくまでも制度との関係というのがございますので、今ある運用の中で、どこまでできるのか。先ほどの公表というのは、室長からも説明がございましたとおり、法律上、それが定められている部分がございます。法律の趣旨上、それが、それ以外の公表を許さないものなのか、それとも、現行の制度の運用でできるものかといった判断もございますので、それも含めて、一定の整理が必要かということでございます。

【平岡臨時委員】 今、世の中、社会一般的に、ブラック企業とかというのがありますが、そういう会社についても、名前の公表とか、出されていますよね。その辺も踏まえて、よろしくご検討のほど、お願いします。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

お役所としては、本当に、一定のルール、法律の枠組みしか行動ができないということですから、それに対する疑義が出されるということですから、その点のご指摘だったと思います。今の制度であるならば、その中でできる限りというお答えだったと思います。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

【小比加臨時委員】 お聞きしたいのですけれども、今、2ページ目のアとイの部分、3事業者と1事業者になっています。これは、だぶっているのですか。

【佐藤雇用対策室長】 1つは、だぶっております。船員保険の未加入というのが、この、派遣船員が常用雇用ではない3事業者の中の1事業者でございます。

【小比加臨時委員】 ということは、保険も掛けていません、それで、常用雇用でもありませんと、かなり悪質という判断ですか。

【佐藤雇用対策室長】 この事業者は、許可をとってまだ間もない事業所だったこともありまして、手続が進んでいなかった点もございます。

【竹内部会長代理】 よろしゅうございますか。では、そういうお尋ねのお答えであったと。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。ないようでしたら……、ありますか。

【平岡臨時委員】 今の回答は、委員の回答にはなっていないのではないかと、私は思います。初めて許可を取って、そういうことが許されるとか、そのようなことはないと思いますので、それは、そういうことが見つかった時点で、すぐに許可を取り消すとか、そういう毅然とした指導も必要ではないですか。

【佐藤雇用対策室長】 今後は、いろいろと検討していきたいと思います。

【竹内部会長代理】 おそらく、今のお話があったことで、そういう、今の制度の枠組みでできることが、可能な限りであるし、それが難しければ、こちらと今後の検討となるということだと思います。だから、おそらく、最初というのは、単にそういう事実があったというだけで、その理由をもって、どうこうという趣旨でないと、今、私も理解をしております。よろしゅうございましょうか。ほかにはよろしいですか。

次の議題が、まだありますが、そちらに行きたいと思います。ありがとうございます。

議題2です。「船員派遣事業の許可について」でございます。本件については、個別事業者の許可に関する事項であり、公開されることにより当事者等の利害を害するおそれがご

ございますから、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方を始め、関係者以外の方は、ご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【竹内部会長代理】 では、今回予定されております議事は、全て終了いたしました。事務局より、1点、ご案内の事項があることを伺っておりますので、この件につきまして、お願いいたします。

【成瀬専門官】 お手元に、リーフレット、このようなものがあると思います。また、こちらの壁に、ポスターを張らせていただいております。海フェスタ京都について、ご案内さしあげます。

海フェスタは、海の恵みに感謝し、広く海に親しむことを目的に、毎年、全国の主な港湾都市で開催されております。第11回目となる今年度は、7月19日から8月3日まで、京都府舞鶴市を中心に、5市2町において、「京都と結ぶ海の道」との標語のもと、開催される予定となっております。

今回の海フェスタからは、インバウンド、すなわち、海外から日本に来られる観光客も含めた観光振興にも力を入れ、交流人口を増やし、地域の活性化を図ることとしております。

詳細事項につきましては、後日決定されますが、「海の総合展」のほか、帆船「日本丸」「海洋丸」、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の寄港が予定されております。関係者にご周知いただくとともに、可能であれば、ご参加をいただけますと幸いに存じます。

以上でございます。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

では、この件は、そういうご案内ということで、よろしいですね。

では、そのほかに、何かございますか。お願いいたします。

【立川臨時委員】 2点ほどございます。まず第1点目は、先回、お願いを申し上げておりました、横浜、川崎関係に関します強制水先の件で、委員への参加をお願いしておったところですが、検討していただいた結果をお教え願えればと思いますので、よろしくお願ひします。

もう1点は、防衛大綱関係に関しまして、新聞記事が、最近出ておりますので、それについてご確認というか、現在の状況を教えていただきたい事項があります。以上2案件に

つきまして、1点ずつお伺いしたいと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

【竹内部会長代理】 では、まず1件目のご質問につきまして、ご回答をお願いできますか。

【山崎企画調整官】 海技の山崎です。私から、1点目の件について、回答させていただきます。

強制水先の件の検討会につきましては、検討会の趣旨、目的を踏まえた上で、客観的に対応策などを議論するという観点を踏まえて、委員を選定することとさせていただいております。

今回の件につきましては、これまで船員部会外で調整させていただいておりますので、そちらでご意見を拝聴させていただければと思っております。以上です。

【立川臨時委員】 確認ですけれども、船員部会以外で意見を言うことで、今、おっしゃられたのですか。

【山崎企画調整官】 はい、これまで、船員部会の方ではなくて、別に場を設けて、ご意見等を賜っているところでございまして、そこで、また調整させていただければと思っております。こちらの場で回答するものでないということで、よろしいでしょうか。

【立川臨時委員】 どこの場で回答いただけるということなのか、教えていただけますか。その意味が、ここの場での回答ではないということなので、意味がわからないのですが。

【竹内部会長代理】 いかがですか。

【山崎企画調整官】 私がご質問の趣旨を取り違えたのかもしれませんが、検討会にご参加されたいことは伺っております、その件につきまして、こちらの場ではなくて、別のところで調整しているものですから、そちらで、今後、どのような形での参画があり得るかについて、引き続き、ここの場ではないところで、調整させていただきたいという趣旨です。だから、ここでの回答は、ご意向は拝聴させていただいて、検討中ですということになります。

以上です。

【竹内部会長代理】 はい、いかがでしょうか。どうぞ。

【池谷臨時委員】 すみません、前回、私は出席していませんのでけれども、組合側としてのお話をしたときに、強制水先にかかわる、安全にかかわる点で、この検討会に対して参加をさせていただきたいという話でお話をし、持ち帰り、その部分も含めて、検討

された中身についての、ご回答を示していただきたいということで、今、お話しています。別の場でということで、別の場所で、そういった場を設けるという話ですか。その辺について、お話を聞かせてください。

【山崎企画調整官】 別の場を設けてお話をさせていただいているという事実がございます。先ほどの件につきましては、ご意向は承ってはいるのですけれども、検討会の趣旨からして、ご参画いただくのはどうかということを、今、話し合っているところですので、そちらの件につきましては、ここで回答は致しかねるということでございます。

【池谷臨時委員】 はっきり言ってください。今、参加について検討中であるという、参加も含めて検討中だという話ですか。

【山崎企画調整官】 参画の形態について検討中ということです。委員になることにつきましては、これまでの検討会の趣旨などを踏まえて、難しいかと思っておりますが、意見を開陳されたい件は承っておりますので、そのあり方については、また別途、調整させていただきたいということです。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。

【立川臨時委員】 何か、意味がよく捉えきれないのが事実でございます。改めて回答を求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【竹内部会長代理】 はい。お願いします。

【多門船員政策課長】 事務局としては一定の整理をする必要があると考えております。申し上げたとおり、船員部会以外の個々の検討会、委員会について、どういった形がいいか、あるいは、どういう話し合いをするかについては、この場のこのメンバーでは、必ずしもはっきりした議論、結論を出せるかどうかは、我々事務局としても、少々、そこまでは難しいのではないかと考えております。

ですから、今、話があったとおり、我々も、そういった趣旨のことを、改めて、海技課のほうにも、きょうの意見に対する対応等、依頼を出して、しかるべき話し合いをしていただくことに努めたいと考えております。

【竹内部会長代理】 今、組合側からありましたとおりで、なかなか、ここの場ではもちも明かないだろうということで、それは、今の、ここの議論の場ではなく、別のところで、少し、国土交通省側と折衝していただく形です。それで、よりよい形に持っていくという形で、よろしいでしょうか。

【立川臨時委員】 再度、お願いを申し上げておきたいと思います。地域的な問題です

とか、いろいろ、論議はあろうかと思えますけれども、その地域においても、船員がいて、船舶を安全に運航しようという使命を持って、就業しているわけです。船舶を運航しているわけです。そういう中での、労働者側としての意見を開陳したいということですので、従前の形から少し離れていただいて、意見を広く聞いていただくということで、改めて要望いたしたいと、参加について、ぜひとも検討をお願いしたいと思えます。よろしく願います。

【竹内部会長代理】 ということでございますから、検討をよろしくお願い申し上げます。

あと、もう1点ございました。2点目についてのご回答はいかがでしょうか。

【立川臨時委員】 関連して、ご説明を申し上げておいたほうがよろしいかと思えます。

昨年12月17日ですか、平成26年度以降にかかわる防衛大綱の計画、防衛大綱が決定されました。これに従いまして、中期防衛力整備計画が、平成26年から30年ですけれども、閣議決定をされてきております。

そのような中で、年明け1月6日頃、北海道とか沖縄の地方紙ですけれども、「有事輸送に民間船 防衛省 南西諸島防衛を想定 乗組員に予備自衛官」という見出しを持った記事が掲載されています。

さらに、3月23日ですけれども、これは全国紙の日本経済新聞ですが、「自衛隊輸送に民間船 防衛省方針 緊急時展開、素早く」との見出しのもとで、防衛大綱の記載にあった、島嶼部に対する攻撃への対応、特に、南西地域の離島防衛の強化の一環ということで、部隊を機動的に展開、移動させるため、民間輸送力との連携を図ることの具体策としての形態が、日経新聞に載りました。

その形態というのは、民間資金を使った社会資本整備（PFI）という枠組みの中で、民間船の活用のイメージとして、金融機関や海運会社の出資で設立する特別目的会社（SPC）がフェリーを購入して、防衛省との運航契約に基づいて、部隊や物資の輸送を担うイメージだということが掲載されました。これとともに、船体の維持、管理、それから、操船の訓練、乗組員の予備自衛官の活用、14年度に2隻を借り上げということで、実際に、候補船舶の名前が掲載されておりました。これで試験運用をいたしまして、15年度には防衛省がSPC（特別目的会社）との契約を結んでいく計画だということが記載をされております。

日経の、この内容と言いますのは、私は、個人的に見たときに、新防衛大綱であるとか、

中期防衛力の整備計画、それから、平成26年の防衛省の予算、防衛省内に置かれています委員会の資料の内容と、かなりマッチしているということで、精度が高いと言いますか、信頼性の高い記述ではないかという感覚を持っているということです。

そういたしますと、この運用の形態というのは、海運ないしは政策、船員に関する案件を非常に多く含んでいるということで、海事局におかれましては、事実関係として、どのような状況把握をされているのかお伺いしたいのが、趣旨でございます。

よろしく願いいたします。

【竹内部会長代理】 はい、ありがとうございました。情報提供もいただきまして、その上で、ご回答をお願いできますか。

【田中船員政策課課長補佐】 船員政策課の田中でございます。

ご指摘いただきました防衛大綱についての案件ですけれども、今年の3月23日（日）の日本経済新聞に、「自衛隊輸送に民間船」と題しました当該記事が掲載されたことについては、国土交通省としても、内容を承知しております。

ただ、こちらは、記事にありますとおり、基本的に防衛大綱に基づくものでして、防衛省が主体となって取り組んでいるものと認識しております。そのため、現時点では、内容についての正誤を含めて、我々としても報道ベース以上の情報を持ち合わせていないところではあります。

【竹内部会長代理】 というお答えです。

【森田臨時委員】 同じ情報を共有しているということだと思いますが、その情報を踏まえて、今後、国土交通省海事局としては、どのような対応をしていこうとお考えでしょうか。

【竹内部会長代理】 お願いします。

【田中船員政策課課長補佐】 国土交通省としても、この内容について、今後、防衛省から連絡等があつて、協議等も交える可能性があるかと思えますから、その際には、海事を所管しております国土交通省として、適切に対応をしていく所存でございます。

【森田臨時委員】 それは、相談されたら、それに応じるというスタンスでしょうか。それとも、こちら側から、積極的に今の情報を踏まえて、防衛省に対して、何らかの協議なりをしていくお考えでしょうか。

【田中船員政策課課長補佐】 本件につきまして、本日は出席していませんが、内航課というところも関係しておりまして、そちらとも少し協議した上で回答する必要がある

るのですが、必要に応じて、防衛省に聞くこともあると思いますし、向こうから連絡がありましたら、こちらからきちんと対応することもあるかと思えます。

【森田臨時委員】 わかりました。状況についてはよくわかりましたが、我々としては、これは、場合によっては、船員が、また、いろいろな状況に陥るというおそれが、多分に懸念されるので、この辺り、十分慎重に情報をとっていただいて、なおかつ、こういう場で、進捗状況なりをご報告いただきたいと思えます。

【竹内部会長代理】 はい。

【多門船員政策課長】 若干補足を申し上げますと、本件、直接的には、防衛政策、防衛の実際的な運用にかかわる部分でもございまして、私どもが主体的に担当しておらないものでございます。かつ、防衛省という、防衛上のセキュリティ、機密とも関連するということで、相手方がある話でもございます。情報収集は、当然、我々も関心を持ってさせていただきますが、ただ、関係するところが、内航を含めた船舶の運用の話、それが具体的にどういう形で、船員であるとか、そういうところにも運用が及ぶのかというのもございますので、この場で、ここまでと、こういったことはきちんとできますということは、なかなか申し上げにくい。相手方の、政府部内でも相手方がある話という前提で、我々も情報収集に努めさせていただきたい。そういうことだけは、ご了解いただきたいと思えます。

【森田臨時委員】 本件について、海上運送法なり船員法なりと、相当関係してくると思われまので、その辺りについて慎重にご対応をお願いしたいことと、もちろんナショナルセキュリティの問題ですから、出せる情報、出せない情報があるのかもしれませんが、できるだけ情報として出していただいて、この場でも、ご報告いただいて、船員に係る問題ですから、十分慎重なご対応をお願いしたいと思えます。

【竹内部会長代理】 引き続き、防衛省と緊密に連絡を取り合っということだと思えますけれども、お願いいたしたいと思えます。

以上、2つのご質問がありました。ほかにはいかがでございましょうか。よろしいですか。

では、以上で、なければ、事務局からお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【竹内部会長代理】 はい、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第52回船員部会を閉会したいと思います。本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、ご出席どうもありがとうございました。

— 了 —